

2023 年度選挙規定

(総則)

第1条 この規定は、選挙委員会規定第2条第5項に基づき、会長の選挙及び幹事の選考に必要な手順を定めるものとする。

(立候補者の募集)

第2条 選挙委員会（以下「委員会」という。）は、立候補者の募集や投票期間などのスケジュールをあらかじめ朋友会ホームページに掲載するものとし、立候補者の募集期間は1か月以上とするものとする。

(立候補の要件)

第3条 立候補には、立候補者本人以外に会員12人の推薦人を必要とする。

2 選挙委員会の委員は、前項に規定する推薦人になることはできない。

(投票方法)

第4条 投票方法は朋友会に登録したメールアドレスからの電子メールによる。ただし、委員会は投票権を有する者（各組代表にあつては、令和5年4月30日までに朋友会事務局あて各組代表である旨届け出た者を投票権を有する者とする。）から投票方法について特段の希望を受けた場合には、誠意をもって柔軟に対応するものとする。

2 投票期間は、1か月以上とするものとする。

(無投票当選)

第5条 立候補者が1名だった場合、当該立候補者は無投票により当選する。

(監事の選考基準)

第6条 委員会は、監事の選考にあつては、公認会計士等の資格の有無や経理・監査に関する業務経験を考慮するものとする。

附則

この規定は令和5年3月25日から施行し、選挙委員会規定の廃止日において廃止する。